

野田市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規
則をここに公布する。

令和7年10月24日

野田市教育委員会教育長 染 谷 篤

野田市教育委員会規則第4号

野田市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

野田市立小学校及び中学校管理規則（昭和39年野田市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第21条の4」を「第21条の3」に改める。

第3条第2項中「主幹教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 事務職員の校務運営への参画の促進等を図るため、標準的な職務の内容その他事務職員の職務の遂行に関し必要な事項は、別に定める。

第19条の2第1項第1号中「まで」の次に「(その期間中に日曜日及び土曜日がある場合は、4月6日まで)」を加える。

第44条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。